

平成20年度業務実績報告書

平成21年6月

独立行政法人国立大学財務・経営センター

《目 次》

1. 国民の皆様へ	-----	1
2. 基本情報		
(1) 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要	-----	2
i) 設置目的		
ii) 業務内容		
iii) 沿革		
iv) 設立根拠法		
v) 主務大臣（主務省所管課）		
vi) 審議等機関		
① 運営評議会		
② 研究活動委員会		
vii) 組織図		
(2) センターの所在地	-----	3
(3) 資本金の状況	-----	4
(4) 役員の状況	-----	4
(5) 常勤職員の状況	-----	4
3. 簡潔に要約された財務諸表		
(1) 貸借対照表	-----	5
(2) 損益計算書	-----	5
(3) キャッシュ・フロー計算書	-----	6
(4) 行政サービス実施コスト計算書	-----	6
(5) 財務諸表の科目	-----	7
4. 財務情報		
(1) 財務諸表の概況	-----	9
(2) 施設等投資の状況	-----	11
(3) 予算・決算の概況	-----	11
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	-----	11
5. 事業の説明		
(1) 財源構造	-----	12
(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	-----	13
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 組織の整備状況	-----	13
(1) 役員の状況		
(2) 事務組織の状況		
(3) 研究組織の状況		
(4) 運営組織の状況		
(5) 内部統制の状況		
(6) 国立大学法人等の実情・ニーズの把握		
2 外部委託の検討・実施状況	-----	15
3 事務情報化の推進状況	-----	16
4 経費の削減状況	-----	16

II	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1	国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	18
2	施設費貸付事業及び施設費交付事業	19
	(1) 施設費貸付事業	
	(2) 施設費交付事業	
3	寄附金の受入れ及び配分	24
4	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究	25
	(1) 大学の財務・経営に関する調査研究活動	
	(2) 内外の高等教育財政に関する調査研究活動	
	(3) 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析	
	(4) IMHE事業等への参加	
	(5) 調査研究成果の公開	
5	国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供	31
6	財務・経営の改善に関する協力・助言	32
7	大学共同利用施設の管理運営	34
	(1) 学術総合センター共用会議室の管理運営	
	(2) キャンパス・イノベーションセンターの管理運営	
8	国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築	36
9	旧特定学校財産の管理処分	37
10	承継債務償還	38
III	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	
1	自己収入の確保	39
2	人件費の削減	40
IV	短期借入金の借入状況	40
V	重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績	40
VI	剰余金の使用実績	40
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1	人事に関する計画の策定・実施状況等	41
	(1) 人事に関する計画	

1. 国民の皆様へ

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構）の教育研究環境の整備充実と財務・経営の改善を図るために、その法人化に併せて平成16年に発足して5年を経過し、平成20年度をもって、第1期中期目標期間を終了しました。

言うまでもなく、国立大学法人等は国の人材養成、学術研究の振興を担うとともに地域の社会経済を支える国の重要なインフラストラクチャーであり、その着実な発展を図っていかねばなりません。法人化により経営の自由度が増し、国立大学法人等には競争的環境の中で自律的に教育研究環境を整備し財務・経営改善を進めていくことが期待されています。同時に運営費交付金が毎年削減されるなど、厳しい環境の中で全国各地に立地する大小様々な規模の国立大学法人等が様々な課題に直面しています。

このため、当センターでは、国立大学法人の病院整備等に必要な資金を財政融資資金等から一括調達して国立大学法人に貸し付けており、平成20年度末までに約3,278億円の貸付を実施しました。

また、旧国立学校特別会計から承継した資産等を原資として、国立大学法人等の施設の営繕事業等に必要経費に対する施設費交付事業も行っており、平成20年度末までに約442億円の資金交付を実施しました。

さらに、国立大学法人等が法人化以前に施設整備等のために財政融資資金から借り入れた債務を一括継承し、これを計画的に償還してきており、平成20年度末までに、承継した債務の約4割に当たる3,802億円を償還しました。

第2期中期目標期間においても引き続き、施設費貸付事業及び施設費交付事業等について、文部科学大臣の決定に基づき着実に実施することにより、国立大学等の教育研究環境の整備充実を図り、その振興に寄与してまいりたいと考えております。

当センターがこれまで行ってきた財務・経営に関する調査・研究、情報提供等の業務については、独立行政法人の事務・事業の見直し等において融資等業務に特化することとされたことに伴い、第2期中期計画において、国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、融資等の業務と密接に関連して行っていくことを明確にいたしました。

第2期中期目標期間においては、各国立大学法人や社団法人国立大学協会との連携をより一層強化し、引き続き、財務・経営情報の収集・分析・提供、経営相談など、国立大学法人等が必要とする支援事業を展開するとともに、高い専門性に支えられてこれらの支援を行うことができるよう、研究部における高等教育財政や国立大学法人等の財務・経営に関する調査研究活動を一層推進し、その知見の蓄積・発信の充実を図ることにより、この趣旨の実現に職員一丸となって取り組んでまいります。

第2期中期目標期間においても、国立大学法人等全体の発展を支えていく拠点としての役割を果たしてまいりますので、引き続き皆様方のご理解とご協力をお願いします。

2. 基本情報

(1) 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要

i) 設置目的

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、「国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資すること」を目的としております。（センター法第3条）

ii) 業務内容

当法人は、センター法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ① 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。
- ② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。
- ③ 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。
- ④ 国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。
- ⑤ 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑥ 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
- ⑦ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

iii) 沿革

センターは、平成4年に「国立学校設置法」（昭和24年法律第150号）に基づき大学共同利用機関と同等の位置付けとして設置され運営されてきましたが、平成16年4月に国立大学法人等の発足とともに、独立行政法人国立大学財務・経営センターとなりました。

平成4年4月1日	・ 文部省に、国立学校財務センターの業務等に関する連絡協議等を行うため関係局（部）課による連絡協議会が発足
平成4年4月10日	・ 文部大臣裁定により、国立学校財務センターの創設準備組織要領が制定され、放送教育開発センターに国立学校財務センター創設準備に関する事務を処理するため、「創設室」を設けることが決定 ・ 準備室長に前川 正が就任 ・ 創設準備室を文部省内に設置
平成4年5月6日	・ 「国立学校財務センター」の設置を内容とする「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」（平成4年法律第37号）が公布
平成4年7月1日	・ 「国立学校財務センター」設立。 ・ 初代所長に前川正（前群馬大学長）が就任
平成11年4月1日	・ 第2代所長に大崎 仁（前日本学術振興会理事長）が就任
平成15年7月16日	・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律115号）が公布
平成16年4月1日	・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター設立 ・ 初代理事長に遠藤昭雄（前国立教育政策研究所所長）が就任

iv) 設立根拠法

独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）

v) 主務大臣（主務省所管課）

文部科学大臣（文部科学省高等教育局国立大学法人支援課）

vi) 審議等機関

理事長の管理運営責任の下で法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定に関して外部識者の助言機能及び意思決定の迅速化を図るべく、センター規則により次のような機関を設置しています。

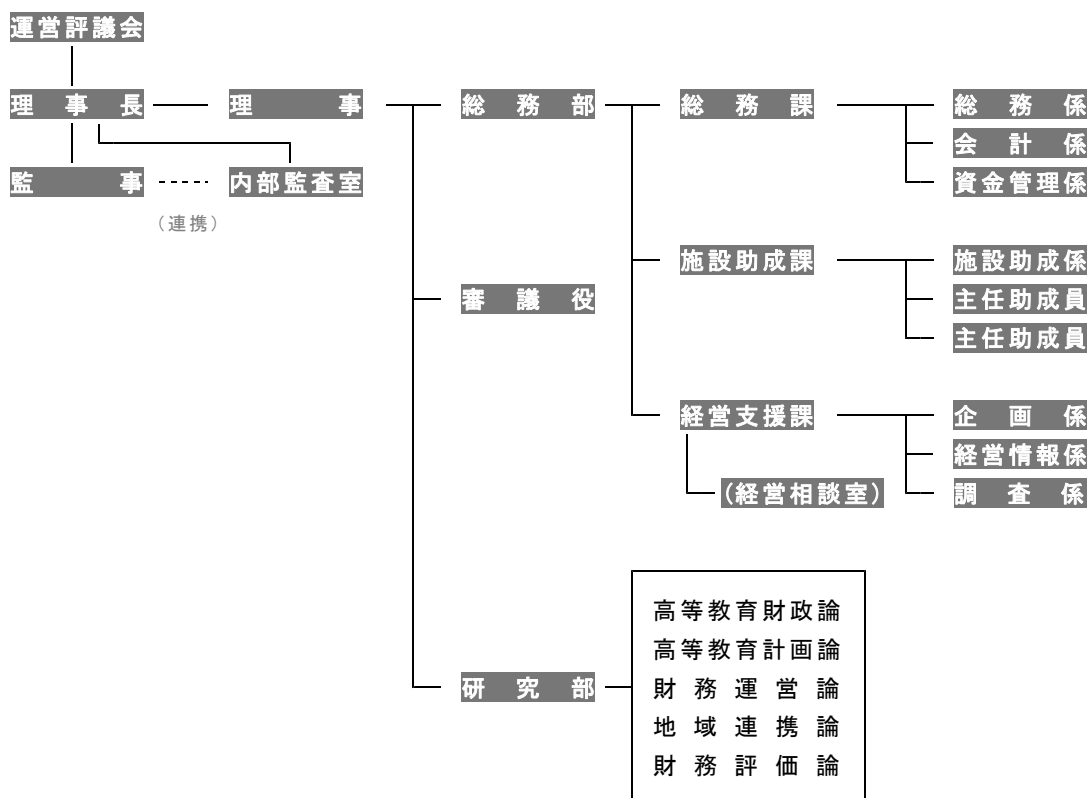
① 運営評議会

業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聴くため、国立大学学長、学識経験者等（20名以内）からなる「運営評議会」を設置しています。

② 研究活動委員会

運営評議会における審議のうち、専門的な事項である調査研究に関する事項について審議するため、「研究活動委員会」を設置し、審議の結果を運営評議会会長に報告することとなっています。

vii) 組織図



(2) センターの所在地

本部：千葉県千葉市美浜区若葉2-1-2

東京連絡所：東京都千代田区一ツ橋2-1-2

(3) 資本金の状況

センターの資本金は、平成21年3月末で96億2百万円となっています。これは、土地、建物など、国から現物出資されたものとなります。

土地については、学術総合センターに入居する4機関（当センター、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所、一橋大学、独立行政法人大学評価・学位授与機構）による按分による持ち分で、24億31百万円となっています。

建物等については、学術総合センター41億19百万円、キャンパス・イノベーションセンター東京（C I C東京）15億62百万円、キャンパス・イノベーションセンター大阪（C I C大阪）14億90百万円となっています。

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	9,602	—	—	9,602
資本金合計	9,602	—	—	9,602

(4) 役員状況

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	遠藤 昭雄	自 平成19年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	昭和45年 4月 文部省 平成 9年 7月 文化庁次長 平成10年 7月 文部省体育局長 平成12年 6月 " 学術国際局長 平成13年 1月 文部科学省研究振興局長 平成14年 8月 国立教育政策研究所長 平成16年 4月 国立大学財務・経営センター理事長
理事	吉田 靖	自 平成20年 7月11日 至 平成22年 3月31日	昭和57年 4月 文部省 平成16年 7月 文部科学省生涯学習政策局調査企画課長 平成18年 4月 国立博物館本部事務局長 平成19年 4月 国立文化財機構本部事務局長 平成20年 7月 国立大学財務・経営センター理事
監事 (非常勤)	観山 正見	自 平成20年10月 1日 至 平成22年 3月31日	昭和58年 6月 京都大学助手 平成元年 3月 国立天文台助教授 平成 4年12月 国立天文台教授 平成16年 4月 自然科学研究機構国立天文台副台長 平成18年 4月 自然科学研究機構国立天文台長 平成20年10月 国立大学財務・経営センター監事(非常勤)
監事 (非常勤)	生駒 俊明	自 平成19年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	平成13年 5月 東京大学名誉教授 平成14年11月 日本テキサス・インスツルメンツ(株)顧問 平成15年 4月 産業再生機構非常勤監査役 平成15年 6月 日立金属(株)社外取締役 平成15年 6月 科学技術振興機構上席フェロー 平成16年 4月 国立大学財務・経営センター監事(非常勤)

(注) 担当欄については、該当がないため省略した。

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成20年度末において24人（前期末比増減なし）であり、平均年齢は40歳（前期末40歳）となっています。このうち、国又は国立大学法人等からの出向者は21人であり、民間からの出向者はおりません。

(注) 時点は、平成21年1月1日現在。

3. 簡潔に要約された財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	979,294	流動負債	77,369
現金及び預金	10,174	一年以内返済予定長期借入金	8,792
有価証券	7,387	一年以内返済予定承継債務	66,181
たな卸資産	21,104	その他	2,396
施設費貸付金	313,860	固定負債	863,699
承継債務負担金債権	624,493	資産見返負債	301
その他	2,276	国立大学財務・経営センター債券	19,998
固定資産	8,392	長期借入金	285,088
有形固定資産	8,341	承継債務	558,312
無形固定資産	51	負債合計	941,068
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	9,602
		資本剰余金	△1,578
		利益剰余金	38,595
		純資産合計	46,619
資産合計	987,687	負債純資産合計	987,687

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	36,575
業務費	36,363
人件費	166
減価償却費	102
施設費交付金	8,992
支払利息	23,471
その他	3,631
一般管理費	199
人件費	102
減価償却費	5
その他	92
財務費用	13
債券発行費	13
経常収益(B)	39,542
運営費交付金収益	603
共同利用施設貸付料収入	300
処分用資産賃貸収入	661
処分用資産売却収入	7,800
施設費交付金収益	6,398
受取利息	23,611
その他	167
当期総利益 (B-A)	2,967

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	19,651
業務活動による支出	△356
人件費支出	△268
施設費交付金の交付による支出	△8,992
施設費貸付金の貸付による支出	△67,186
承継債務に係る利息の支払額	△19,937
長期借入金に係る利息の支払額	△3,536
センター債に係る利息の支払額	△184
その他の業務支出	△240
運営費交付金収入	496
共同利用施設の貸付による収入	290
承継債務負担金債権の回収による収入	73,798
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	19,937
施設費貸付金の回収による収入	7,040
施設費貸付金に係る利息の受取額	3,861
処分用資産の売却による収入	7,800
処分用資産の貸付による収入	661
施設費交付金の納付による収入	6,398
その他の収入	70
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	3,942
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△13,927
債券の発行による収入	4,986
長期借入れ(財政融資資金借入金)による収入	60,798
長期借入金(財政融資資金借入金)返済による支出	△5,913
承継債務の返済による支出	△73,798
IV 資金増加額(D=A+B+C)	9,666
V 資金期首残高(E)	508
VI 資金期末残高(F=D+E)	10,174

(4) 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	△2,271
損益計算書上の費用	36,575
(控除) 自己収入等	△38,845
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	291
III 引当外賞与見積額	△4
IV 引当外退職給付増加見積額	5
V 機会費用	109
VI 行政サービス実施コスト	△1,869

(5) 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

有価証券：満期保有目的で保有する有価証券のうち、満期が1年以内に到来するもの

たな卸資産：売却のため保有している販売用不動産

施設費貸付金：施設費貸付事業による国立大学法人への長期貸付金

承継債務負担金債権：国立学校特別会計から承継された国立大学法人への債権

その他（流動資産）：上記以外の流動資産

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェアなど独立行政法人が長期にわたって使用または利用する無形の固定資産

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

一年以内返済予定長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金のうち、支払期日が1年以内の額

一年以内返済予定承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務のうち、支払期日が1年以内の額

その他（流動負債）：上記以外の流動負債

資産見返負債：運営費交付金・無償譲与で取得した固定資産の未償却残高

国立大学財務・経営センター債券：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため発行した債券

長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金残高

承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務残高

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国からの交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費：独立行政法人の管理に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

支払利息：長期借入金、承継債務、センター債の利息の支払額

その他：備品消耗品費、水道光熱費、保守営繕費等の経費

財務費用：債券の発行に要する経費

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

共同利用施設貸付料収入：学術総合センター講堂・会議室、キャンパスイノベーションセンターの利用料金による収入

処分用資産賃貸収入：売却のため保有している販売用不動産の賃貸による収入

処分用資産売却収入：売却のため保有している販売用不動産の売却による収入

施設費交付金収益：国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付による収益

受取利息：施設費貸付金及び承継債務負担金債権による受取利息

その他（経常収益）：上記以外の経常収益

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・償還等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用 : 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額 : 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用 : 出資額を市場で運用したならば得られたであろう金額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成20年度の経常費用は36,575百万円と、前年度比78百万円減となっています。これは、承継債務償還業務における承継債務支払利息の減2,571百万円（11.5%減）が主な要因です。

（経常収益）

平成20年度の経常収益は39,542百万円と、前年度比6,112百万円増（18.3%増）となっています。これは、施設費交付事業における施設費交付金収益が前年度比6,275百万円増（5,085.3%増）となったことが主な要因です。

（当期総損益）

平成20年度の当期総利益2,967百万円と、前年度比2,970百万円増（前年度総損失3百万円）となっています。これは、施設費交付事業における施設費交付金収益が前年度比6,275百万円増（5,085.3%増）となった一方で、今年度は国立大学財務・経営センター法第15条第5項の規定による積立金の取り崩しを行わず、当該取崩額が3,063百万円減少したことが主な要因です。

（資産）

平成20年度末現在の資産合計は987,687百万円と、前年度末比11,658百万円減となっています。これは、承継債務償還業務における国立大学法人への承継債務負担金債権の減73,798百万円（10.6%減）が主な要因です。

（負債）

平成20年度末現在の負債合計は941,068百万円と、前年度末比14,334百万円減となっています。これは、承継債務償還業務における財政融資資金借入金の返済による承継債務の減73,798百万円（10.6%減）が主な要因です。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成20年度の業務活動によるキャッシュ・フローは19,651百万円と、前年度比8,321百万円増（73.4%増）となっています。これは、施設費交付事業における施設費交付金収益が前年度比6,275百万円増（5,085.3%増）となったことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成20年度の投資活動によるキャッシュ・フローは3,942百万円と、前年度比4,209百万円増（前年度△267百万円）となっています。これは、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業における有価証券の年度末保有額が減少したことが主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

平成20年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△13,927百万円と、前年度比1,766百万円減（14.5%減）となっています。これは、施設費貸付事業における長期借入れ（財政融資資金借入金）による収入が前年度比2,771百万円減（4.4%減）となったことが主な要因です。

主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常費用	41,182	41,864	36,227	36,496	36,575
経常収益	38,784	30,727	29,769	33,430	39,542
当期総利益（△当期総損失）	56,289	30	14	△3	2,967
資産	1,051,438	1,035,134	1,015,284	999,344	987,687
負債	985,807	980,901	967,770	955,402	941,068
利益剰余金	56,289	45,152	38,694	35,628	46,619
業務活動によるキャッシュ・フロー	53,089	△6,296	6,350	11,330	19,651
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,122	12,022	6,896	△267	3,942
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,725	△4,741	△12,866	△12,162	△13,927
資金期末残高	244	1,228	1,607	508	10,174

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

一般勘定の事業収益は200百万円と、前年度比203百万円の増（前年度事業損失3百万円）となっています。これは、経常費用が前年度比116百万円の減となる一方、経常収益が前年度比87百万円の増となったことが主な要因です。

施設整備勘定の事業収益は2,767百万円と前年度比2,767百万円の増（前年度事業収益0百万円）となっています。これは、経常費用が前年度比194百万円の増となる一方、経常収益が前年度比6,025百万円の増となったこと、今年度は国立大学財務・経営センター法第15条第5項の規定による積立金の取り崩しを行わず、当該取崩額が3,063百万円減少したことが主な要因です。

事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一般勘定	22	30	15	△3	200
施設整備勘定	△2,419	△11,168	△6,472	△3,063	2,767
合計	△2,398	△11,137	△6,457	△3,066	2,966

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

一般勘定の総資産は8,753百万円と、前年度比325百万円の減（3.6%減）となっています。これは、固定資産が減価償却等により前年度比350百万円の減（4.0%減）となったことが主な要因です。

施設整備勘定の総資産は978,934百万円と、前年度比11,333百万円の減（1.1%減）となっています。これは施設費貸付事業における施設費貸付金が313,860百万円と、前年度比60,146百万円の増（23.7%増）となったものの、承継債務償還業務における承継債務負担金債権が624,493百万円と、前年度比73,798百万円の減（10.6%減）となったことが主な要因です。

総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一般勘定	10,206	9,979	9,628	9,077	8,753
施設整備勘定	1,041,232	1,025,155	1,005,656	990,267	978,934
合計	1,051,438	1,035,134	1,015,284	999,344	987,687

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

目的積立金の申請は行っていません。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成20年度の行政サービス実施コストは△1,869百万円と、前年度比6,185百万円減（前年度4,316百万円）となっています。施設費交付事業における施設費交付金収益が前年度比6,275百万円増（5,085.3%増）となったことが主な要因です。

行政サービス実施コストの経年変化

（単位：百万円）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
業務費用	3,015	11,739	7,032	3,690	△2,271
うち損益計算書上の費用	41,230	41,864	36,227	36,496	36,575
うち自己収入	△38,215	△30,126	△29,195	△32,807	△38,845
損益外減価償却累計額	261	261	261	505	291
引当外賞与見積額	-	-	-	2	△4
引当外退職給付増加見積額	17	22	14	11	5
機会費用	125	163	148	109	109
行政サービス実施コスト	3,418	12,184	7,454	4,316	△1,869

(2) 施設等投資の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
なし

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	563	563	591	591	546	546	522	522	496	496	
産学協力事業収入	392	203	392	269	235	284	271	291	294	292	
長期借入金等	61,800	54,404	72,443	71,227	66,100	65,817	70,600	68,569	67,400	65,797	
財産処分収入納付金等	9,395	32,676	0	407	899	1,195	49	123	5,280	6,398	※1
承継債務負担金等収入	104,305	104,391	105,422	104,867	106,024	105,784	107,598	107,060	105,149	104,703	
不動産処分収入	3,809	7,019	3,577	20	6,283	0	6,300	6,300	7,800	7,800	
財産貸付料収入	605	599	740	728	733	734	616	735	668	661	
その他の収入	2	9	11,839	11,172	820	6,477	1,757	3,121	279	9	※2
支出											
センター事業費	316	290	356	311	317	297	299	308	280	276	
一般管理費	248	234	237	236	230	219	225	208	217	196	
産学協力事業費	392	192	392	253	235	291	271	277	294	262	
施設費貸付事業費	61,800	54,404	72,443	71,227	66,100	65,817	71,155	69,124	68,789	67,186	※3
施設費交付事業費	10,000	6,414	12,448	12,180	8,600	8,347	8,600	8,342	9,224	8,992	
承継債務等償還金	108,115	108,200	105,397	104,859	105,963	105,661	106,551	105,930	103,771	103,184	
その他の支出	0	3	3,731	139	194	210	611	298	4,791	340	※4

※1 国立大学法人等からの財産処分収入の一部納付が見込みを上回ったことによる。

※2 「その他の収入」の予算には「前年度繰越貸付事業財源額（278百万円）」が含まれているが、これは収入を伴わないものであることから、決算額が0円となる一方で、科学研究費補助金の間接経費収入（4百万円）、受託事業収入（3百万円）などの収入があったことから、決算額は9百万円となった。

※3 施設費貸付事業費（67,186百万円）の財源については、長期借入金等（65,797百万円）によるほか、承継債務負担金等収入のうちセンター債券からの貸付に係る元金相当額からの再貸付分1,389百万円が含まれる。

※4 「その他の支出」の予算には「翌年度貸付事業財源額（15百万円）」及び「国立大学財務・経営センター法第15条積立金繰入額（4,377百万円）」が含まれているが、これらは支出を伴わないものであることから、決算額が0円となる一方で、その他の業務費《公租公課等、債券発行諸費、債券利息》（333百万円）、科学研究費補助金の支出額（4百万円）、受託事業費（3百万円）などの支出があったことから、決算額は340百万円となった。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当該項目については、16頁「4 経費の削減状況」を参照。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は39,542百万円で、その内訳は、運営費交付金収益603百万円（収益の1.5%）、共同利用施設貸付料収入300百万円（0.8%）、処分用資産賃貸収入661百万円（1.7%）、処分用資産売却収入7,800百万円（19.7%）、施設費交付金収益6,398百万円（16.2%）、受取利息23,611百万円（59.7%）、その他の収益167百万円（0.4%）となっています。これを事業別に区分すると、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業では、運営費交付金収益71百万円（事業収益の0.2%）、処分用資産賃貸料収入661百万円（1.7%）、処分用資産売却収入7,800百万円（19.7%）、施設費交付金収益6,398百万円（16.2%）、受取利息23,611百万円（59.7%）、その他の収益71百万円（0.2%）、国立大学法人等に対する経営支援事業では運営費交付金収益179百万円（0.4%）、共同利用施設貸付料収入300百万円（0.8%）、その他の収益89百万円（0.2%）、法人共通では、運営費交付金収益353百万円（0.9%）、その他の収益7百万円（0.0%）となっています。

また、独立行政法人国立大学財務・経営センター法第16条の規定に基づき、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入金をし（平成20年度60,798百万円、期末残高293,879百万円）、国立大学財務・経営センター債券を発行しています（平成20年度5,000百万円、期末残高20,000百万円）。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織の整備状況 … 資料1参照

1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。

(注) 点線枠内は「平成20年度年度計画」以下同じ。

(1) 役員の状況

役員については、理事長、理事及び監事2名(常勤1・非常勤1)の体制から、平成20年10月以降、理事長、理事及び監事2名(非常勤2)の体制となった。

(2) 事務組織の状況

平成20年4月より、当面、総務課の課長補佐の欠員を不補充とし、経営支援事業体制の充実の観点から、経営支援課企画係に係員を1名充実した。

(3) 研究組織の状況

研究組織については、5研究部門(高等教育財政論、高等教育計画論、財務運営論、地域連携論、財務評価論)の体制を継続し、研究部長(教授)1名、教授1名、准教授2名の計4名の常勤職員を配置するとともに、6人の客員教授等(非常勤講師)を配置した。また、これに加え、5月から7月までの間、外国人研究員1人を配置した。

(4) 運営組織の状況

理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確かつ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めた。

① 運営評議会

理事長に対し助言を行う「運営評議会」(国立大学学長、学識経験者等14名で構成)を平成21年1月と3月に開催した。

本年度は、平成20年度事業の進捗状況、第2期中期計画、平成21年度年度計画等について審議を行うとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合の状況について報告を行った。

② 研究活動委員会

運営評議会における審議事項のうち、専門的な事項である調査研究について審議する「研究活動委員会」(国立大学法人等の教員、研究者等13名で構成)を平成21年2月に開催した。

本年度は、平成20年度調査研究活動の進捗状況、第2期中期計画及び平成21年度年度計画のうち調査研究に係る事項等について審議を行うとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合の状況について報告を行った。

③ 所内会議

所内会議として、役員、課長以上の事務職員、教授以上の教育研究職員で構成する「連絡会議」を毎月2回定期的に開催した。

センターでは、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各部・課所掌の事業に取

り組むこととしており、連絡会議においては、各種事業の進捗状況に関する情報交換を行うとともに、各部・課で連携を図りながら事業展開するための協議等を行った。

また、その結果について、同会議メンバーから各部・課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化につなげた。

(5) 内部統制の状況

① 内部監査室

内部監査室において、平成20年4月に「平成20年度 内部監査計画」を作成し、これに基づき10月に「科学研究費補助金監査」を実施し、適正に予算執行されていることなどを確認した。また、臨時監査として、平成21年3月に、平成19年度に購入した備品（パソコン）について、その管理状況について確認を行い、適切に管理されていることを確認した。

また、「研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底について（平成20年7月28日付け文部科学省高等教育局長通知）」により要請のあった「公的研究費の不適切な経理に関する調査」を実施し、「取引業者への預け金」及び「旅費・謝金等の架空請求によるプール金」が無いことを確認し、その旨を文部科学省に報告した。

さらに、会計検査院の決算検査報告説明会における最近の検査結果の動向を踏まえた注意喚起をふまえ、平成21年1月から、内部統制の強化を図るため、業務監査の一環としてセンター内の全ての起案文書について、内部監査室への合議を行うこととした。

② 監事監査

平成20年11月に期中監事監査を実施し、「10月末までの業務の進捗状況」に加え、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「内部統制の状況」、「情報開示の状況」について監査を行い、特段の問題がないことが確認された。

③ 規則等の見直し

会計検査院の国会報告を踏まえ、契約に係る違約金条項導入に関して、平成20年8月に「契約事務取扱規則」の必要な見直しを行った。

また、適正な予算執行に資するため、「会議費の取扱に関する内規」及び「タクシー利用に関する内規」を見直し、支出基準を厳格かつ明確なものとするよう、平成20年8月に改正を行った。

契約事務の適性化に資するため、「会計規則」及び「契約事務取扱規則」の改正を行い、公益法人随契条項を廃止し、総合評価落札方式や複数年度契約に関する規定の整備を行い、併せて、「総合評価落札方式活用の手引き」及び「公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアル」を新たに整備した。

(6) 国立大学法人等の実情・ニーズの把握

① 国立大学財務・経営支援懇談会

センターが行う国立大学法人等への財務・経営に関する支援事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を平成20年11月に開催した。

② 社団法人国立大学協会との連携強化

センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開が行えるよう、社団法人国立大学協会（以下、「国大協」という。）との連携を強化し、高等教育及び国立大学法人等に関する情報の把握に努めた。さらに、平成21年3月から、当センターと国大協との意見交換会を毎月1回実施することとした。

2 外部委託の検討・実施状況 … 資料2参照

2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。

① 学術総合センター共用会議室の管理運営業務

学術総合センター一橋記念講堂及び共用会議室においては、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、予約受付業務、利用者サポート業務及び会場設営サービス業務などの管理業務全般について引き続き外部委託を実施した。

② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務

キャンパス・イノベーションセンターにおいては、適切な管理運営の実施と効率化を図るため、警備、清掃及び受付等の管理運営全般について引き続き外部委託を実施した。また、一時利用スペースについては、会場設営の準備時間に配慮した鍵の貸出し、館内機器の取扱い補助業務への対応など利用者の要望を踏まえて適切に対応を行った。

さらにキャンパス・イノベーションセンター東京地区は、夜間の防犯体制強化のため夜間警備業務を実施した。

なお、キャンパス・イノベーションセンター管理運営業務については、「『独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案（平成18年12月15日文部科学省）」に基づき、平成21年3月をもって、廃止した。

また、保有する施設については、平成21年4月以降、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、センターで引き続き所有し、経過措置として国の要請に基づき東京工業大学と大阪大学へ必要な貸付を行うこととした。

③ 広島大学本部地区跡地に関する契約業務

広島大学本部地区跡地に関する契約業務（緑地管理の委託契約など）については、これまで、その都度、センター職員が広島に出張し、入札の執行や委託内容の完了確認を行ってきたところであるが、契約業務の効率化を図るため、当該契約業務のうち入札の公告・執行、検収等について、広島大学職員に委託するための内規を整備し、広島大学長の同意の上、平成20年11月に広島大学職員に委託した。

3 事務情報化の推進状況

3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。

① e-Taxによる消費税の申告

これまで税務署の窓口において行っていた消費税の申告について、平成21年6月申告分からインターネットを活用したe-Taxによる代行送信を導入することとし、国税庁、税理士との調整を図った。

② 債権・債務管理システムの機能追加

施設費貸付事業に係る債権及び債務の効率的・効果的な業務運営を確保するため、債権・債務管理システムについて、平成22年度より債券の元金償還、借換債の発行、貸付利率の見直しが始まる見通しであることから、センターにおける損失発生防止および余裕金の効率的な運用を目的とする機能、さらに新たに担保管理機能を追加した。

③ 施設費貸付事業及び施設費交付事業等の実施に係る文書管理システムの運用

前年度導入した「文書管理システム」について、本年度は平成16年度から19年度までの既存文書の登録作業を完了し、当該システムの運用を開始した。このシステムの運用を開始したことによって、検索したい文書について、書架まで探しに行き複数のファイルから該当する文書を探し出す従来の作業が、パソコン上で瞬時に検索することができるようになり事務処理の効率化を図った。

4 経費の削減状況 … 資料3参照

4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。

① 運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況

文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化が達成できた。

a 随意契約の見直し

随意契約見直し計画（平成19年12月策定）に基づき、平成20年4月から、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、全て一般競争入札や企画競争へ移行した。

b 一般管理費（退職手当を除く）の効率化の状況

一般管理費については、学術総合センター建物管理等業務や電子複写機の賃貸借などの契約内容の見直し、タクシー利用の削減や財務諸表の官報公告における掲載内容の見直しを行ったことにより、一般管理費の決算額において、13.9%の効率化を達成した。

c 事業費（退職手当を除く）の効率化の状況

事業費については、超過勤務手当の縮減、非常勤講師に係る人件費の見直し、ホームページ更新作業の職員による実施により、事業費の決算額において、3.0%の効率化を達成した。

② 大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況

大学共同利用施設の管理運営費については、学術総合センター建物管理等業務の契約内容の見直しを行ったことにより経費の効率化が図られた。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言 … 資料4参照

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。

さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を2回程度開催する等により、協力・助言を行う。

① 各国立大学法人等の共通課題の処理実績の収集等

本年度は、国立大学法人等から事業用定期借地権の設定や土地の処分方法について等、財産管理等に係る21件の相談があり、当センターで培ってきたこれまでのノウハウや、相談の内容に応じてセンターが委嘱している顧問弁護士等、専門家の活用により当該相談に適切に対応した。

また、情報提供の一環として、当センターが毎月1回国立大学法人等向けに発行しているメールマガジンに、引き続き「財産管理・施設整備に関する情報提供」のコーナーを設け情報発信を行うとともに、当該メールマガジンにより広く協力・助言事例の募集を行った。

さらに、本年度は、施設費貸付事業において資金を貸し付ける際に提供していただくことになっている「担保（特に抵当権）」について、理解しづらい概念であるということもあり、その解説を同メールマガジンで12回にわたって連載解説し、関係国立大学法人の担保実務担当者の理解に努めた。

（本年度の相談の実績）

相談等の内容区分	土地建物の 処分関係	土地建物の 維持管理関係	その他	合計
相談件数	18（4）	2（1）	1（0）	21（5）

※（ ）内の数値は、法律相談で内数である。

② 研究協議会の開催

本年度は、国立大学法人等にアンケート調査を実施し、要望等を踏まえた上で、2回開催した。

第1回目の研究協議会は、平成20年5月に国立大学法人等の実務担当者192人を対象に、①英国大学における施設整備について、②米国大学における施設整備について、③国立大学における施設整備についてをテーマとして開催した。なお、当該研究協議会終了後、アンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」との回答が90.5%であり、参加者の満足度は高かった。

また、第2回目の研究協議会は、平成20年9月に国立大学法人等の実務担当者235人を対象に、①資産の有効活用等について、②新たな整備手法による施設整備の取組状況③民間資金による敷地貸与型サービス施設の新設、④地方公共団体との連携による整備－岐阜市との連携による研究施設の整備、地方公共団体との連携による整備－愛南町庁舎の無償貸与をテーマとして開催した。なお、当該研究協議会においても終了後にアンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」との回答が96.7%であり、参加者の満足度は高かった。

研究協議会等のアンケート回収については、呼びかけを積極的に行う等、回収率の向上に努めたところである。

また、当センターホームページの「施設整備の情報提供」のページにおいて本年度に開催した研究協議会等の会議資料を新たに掲載し、積極的な情報提供に努めた。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業 … 資料5参照

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付を行う。
- ② 貸付に当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。
- ③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金の債務等の償還を確実にを行う。

① 施設費貸付事業の実績

本年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、35国立大学法人(80事業)に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、67,186百万円の貸付を行った。

なお、翌年度繰越額377百万円については、1国立大学法人において請負者の過失による施行不良が発覚し、手直しに不測の期間を要することになったため、繰り越すこととなったものである。

また、貸付不用額2,547百万円は、国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたため、貸付を行う必要がなくなったためであり、その他については当初計画に基づき国立大学法人の資金需要に応じ、円滑に事業を実施した。

(本年度の貸付実績)

(単位：百万円)

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	不用額
施設整備費	(30大学法人) (46事業) 45,270	(2大学法人) (2事業) 1,322	(30大学法人) (48事業) 46,592	(30大学法人) (48事業) 44,103	(1大学法人) (1事業) 377	(18大学法人) (23事業) 2,111
病院特別医療機械整備費	(27大学法人) (32事業) 23,519	—	(27大学法人) (32事業) 23,519	(27大学法人) (32事業) 23,082	—	(10大学法人) (11事業) 436
総 計	(35大学法人) (78事業) 68,789	(2大学法人) (2事業) 1,322	(35大学法人) (80事業) 70,111	(35大学法人) (80事業) 67,186	(1大学法人) (1事業) 377	(24大学法人) (34事業) 2,547

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

② 償還確実性の審査等

a 審査に係る規程等

施設費貸付事業については、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程（平成16年8月2日理事長決定）」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準（平成16年8月2日理事長決定）」及び「審査基準等の運用手続き（平成18年3月15日理事長決定）」に基づき適正に審査を実施した。

b 具体的審査内容

本年度は、前年度の国立大学法人からの概算要求時及び文部科学省への借入金認可申請時における事前審査、国立大学法人からの借入申請時における本審査及び事後審査を実施した。

事前審査は、国立大学法人の概算要求時に文部科学省における翌年度の貸付対象事業の選定に資するため、償還確実性を中心に実施した。さらに文部科学省への借入金認可申請時における審査においては、国立大学法人から提出を受けた契約状況一覧及び資金計画により、事業内容、進捗状況、借入時期の妥当性及び収支見込みの妥当性について審査を実施した。

国立大学法人からの借入申請時における本審査においては、事業内容、償還計画及び担保力について総合的な審査を実施した。具体的には、文部科学省が定める事業内容（目的・借入金額・資金使途等）と申請内容との整合性はどうか、また、診療収入に占める単年度あたりの元利金償還額の割合が原則として事業年度における診療収入の100分の30以内であるかどうか、附属病院収入に占める債務残高の割合が原則として診療収入の100分の40以内であるかどうか及び担保物件の評価額が債務残高を超過しているかどうかについて審査を実施した。

c 貸付金債権の管理

貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付状況報告書」等を提出させ、貸付事業の実施状況及び担保物件の異動状況等について確認を行った。また、国立大学法人の財務諸表確定後に財務状況について報告させるとともに、提出された複数年分の「経営管理の指標に関する資料」により、附属病院に係る診療収入、医業費用等の過去からの推移等を多角的に検証し、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認した。

③ 施設費貸付事業財源の調達

a 長期借入金

本年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から60,798百万円（平成19年度からの繰越額1,322百万円を含む）の長期借入を行った。

b センター債券の発行

上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から4,999百万円の資金調達を行った。

センター債券の発行にあたっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問及びホームページの整備等IR活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を取得した（(株)格付投資情報センター（R&I）AA+）。

（本年度財源調達実績）

（単位：百万円）

区分	予算額				調達額				不用額等		
	財政融資資金		債券発行	再貸付	財政融資資金		債券発行	再貸付	財政融資資金		債券発行差金
	計画額	繰越額			計画額	繰越額			繰越額	不用額	
施設整備費	45,270	1,322	—	—	42,782	1,322	—	—	377	2,111	—
病院特別医療機械整備費	17,130	—	5,000	1,389	16,695	—	4,999	1,389	—	435	1
合計	62,400	1,322	5,000	1,389	59,477	1,322	4,999	1,389	377	2,546	1

※ 不用額は、債券発行差金相当額（1百万円）を財政融資資金から調達したため、当該調達額相当分について貸付実績額と異なっている。

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

c 資金需要に対する対応

施設費の貸付にあたっては、国立大学法人の資金需要に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は6月から月1回実施し、センター債券の発行は、国立大学法人の資金需要及び市場環境を勘案して平成21年2月5日に条件決定し、同月25日に発行した。

なお、大学での工期の遅延等により資金計画の遅れが生じないように、各国立大学法人から、月に1度、資金計画表、支払い日程調査表の提出を求め、未契約等の場合には、各国立大学から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し確認するなど連絡を密にして対応した。

④ 債権回収及び債務償還の状況

施設費貸付規程等に基づき、国立大学法人から確実に貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を行った（回収・償還は毎年度9月及び3月）。

なお、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、a 状況報告書の徴取（毎事業年度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取）、b 財務諸表等の徴取（貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取）、c 現地調査（年2回（夏・冬）、センター職員が国立大学法人（抽出：14大学）に出向いて行う現地調査）を実施した。

⑤ 再貸付事業の状況

本年度においては、平成17年度から平成18年度までに発行したセンター債券の貸付に係る元金相当額1,111百万円及び平成19年度に実施した再貸付に係る元金相当額15百万円の回収が行われた。その内1,111百万円と、平成19年度に回収したセンター債券の貸付に係る元金相当額278百万円については、国立大学法人の病院特別医療機械整備費に充当するため再貸付を実施した。なお、残額15百万円については、平成21年度に再貸付することとしている。

（本年度回収及び償還実績）

（単位：百万円）

区 分	債務償還の状況						債権回収の状況		
	前年度末 債務残高	借入額	前年度繰 越借入額	元 金 償還額	年度末 債務残高	利 子 支払額	元 金 回収額	年度末 債権額	利 子 回収額
財政融資資金	238,995	59,477	1,322	5,913	293,879	3,536	7,040	313,860	3,861
センター債券	15,000	5,000	—	—	20,000	184			
合 計	253,995	64,477	1,322	5,913	313,879	3,719			

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※ 国立大学法人からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額には、国立大学法人からの繰上償還額（9百万円）を含む。

※ 国立大学法人からの利子回収額とセンターの財政融資資金への利子支払額には、国立大学法人からの繰上償還に伴う弁済補償金（0.5百万円）を含む。

※ 国立大学法人からの元金回収額（7,040百万円）とセンターの財政融資資金への元金償還額（5,913百万円）の差額は、再貸付財源（1,126百万円）用に充当

※ 国立大学法人からの利子回収額（3,861百万円）とセンターの財政融資資金への利子支払額（3,536百万円）の差額は、センター債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当。

※ センターの年度末債務残高（313,879百万円）と国立大学法人への年度末貸付残高（313,860百万円）との差額は、平成21年度における再貸付財源（15百万円）及び債券発行差金（4百万円）である。

※ 本年度の債権回収について、要回収額（7,040百万円）に対する回収率は100%である。

(2) 施設費交付事業 … 資料6参照

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

① 施設費交付事業の実績

本年度は、施設整備等に関する計画に基づき、90国立大学法人等（93事業）に対し、施設整備等に必要な資金として、8,992百万円（前年度からの繰越金26百万円を含む）を交付した。

なお、交付金の支払いについては、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより行ったところであり、本年度は計画どおり円滑に実施できたところである。

(本年度の交付実績)

(単位：百万円)

区 分	交付決定額	前年度繰越額	支払済額	確定額	不用額
営繕事業費	(90大学法人等) 5,342	(1大学法人) 26	(90大学法人等) 5,368	(90大学法人等) 5,368	—
不動産購入費	(3大学法人等) 3,624	—	(3大学法人等) 3,624	(3大学法人等) 3,624	—
総 計	(90大学法人等) 8,966	(1大学法人) 26	(90大学法人等) 8,992	(90大学法人等) 8,992	—

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

② 施設費交付事業の適正な実施

施設費の交付にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）」等に基づき、各国立大学法人等から、法人名、事業名、交付申請額及びその目的と内容等を記載する交付申請書の提出を受け、a 当該申請に係る交付金が法令及び文部科学大臣の定めに反しないか、b 目的・内容が国立大学等の教育研究環境の整備充実を図るためのものか、c 交付申請額が土地の取得、施設の設置等及び設備の設置に必要な資金か、金額の算定に誤りがないかについて審査し、適性と認められたため交付決定を行った。

また、当該事業完了後、各国立大学法人等から実績報告書が提出され、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかの審査を行い、交付金の額の確定を行った。

さらに、年2回（夏・冬）、センター職員が国立大学法人（抽出：20大学）に出向き、交付対象事業に係る現地調査を実施した。

③ 施設費交付事業の財源の確保

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部をセンターに納付する仕組みとなっており、本年度は、8国立大学法人及び1大学共同利用機関から6,398百万円が納付された。また、センターが承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地について、平成20年4月に国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館に土地持分を売却したことによる代金

7,800百万円及び平成20年6月にセンターが所有し、同法人に賃貸している未売却持分の土地使用料660百万円（※1）の収入があった。さらに、施設費交付事業の財源とするため、施設整備勘定の資金を国債購入により運用し、67百万円（※2）の運用益を得たところである。

※1 土地使用料660百万円のうち133百万円は当該土地に係る固定資産税相当分であり、その差額527百万円が、施設費交付事業の財源となる。

※2 67百万円は平成20年度における現金収納額（但し、そのうち20百万円は平成19年度からの運用に伴う利息相当）。その他平成21年度に満期となる国債に係る利息が15百万円ある。

3 寄附金の受入れ及び配分

3 寄附金の受入れ及び配分

下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。

- ① 寄附金受入れを促進するため、ホームページ等により、社会に積極的に広報し、普及させる。
- ② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。

上記の年度計画で求められている国立大学法人等に配分を行うべき寄附金については、受入れはなかった。

なお、寄附金の国立大学法人等への配分事業については、『『独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案（平成18年12月15日 文部科学省）』に基づき、平成21年3月をもって、廃止した。

4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

研究部（常勤の教育研究職員4名）では、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営の改善を図るために、①大学の財務・経営に関する調査研究活動、②内外の高等教育財政に関する調査研究活動、③国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析、④IMHE事業等への参加などを行っており、また、⑤これらの調査研究の成果の公開を積極的に進めている。

(1) 大学の財務・経営に関する調査研究活動

- 4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究
国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。
- ① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネジメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。
- 特に、平成19年度から開始した法人化後の基盤的な教育研究経費水準と授業料収入のあり方に関するプロジェクト研究を継続し、国内における歴史的研究および実証的研究、海外との比較研究をさらに進める。今年度は関連文献・資料・データの収集を実施する。

国立大学の法人化以後、国からの運営費交付金と授業料収入は、国立大学法人の主要な収入源となっている。このため、平成19年度から、これらの財源を原資とする基盤的教育研究経費及び授業料の在り方について取り組むこととし、平成20年度も重点的な調査研究活動を展開した。

① 国立大学法人における基盤的教育研究経費に関する研究

国立大学法人の基盤的資金は政府から交付される運営費交付金であるが、効率化係数や経営改善係数により年々削減がなされている。このような背景を踏まえ、平成19年度から「国立大学法人における基盤的教育研究経費に関する研究」をテーマに、今後の国立大学法人における基盤的教育研究経費の在り方について研究することとした。具体的には、国公立大学予算の積算根拠に関する歴史的研究、「学生一人あたり教育費」や「教員一人あたり研究費」などの教育研究の単位コスト（unit cost）に関する実証的研究、政府予算・補助金の算出根拠に関する国際比較研究の3領域において研究を進めるとともに、これらを発展的に統合していく予定である。以上を通じて、諸外国における大学に対する政府予算・補助金の決定方法の理論と実践から我が国に適用できる要素や、国立大学法人の単位コストを明らかにするとともに、基盤的教育研究経費の概念を整理し、国立大学法人の基盤的教育研究にかかる必要額の算出方式を検討しようとするものである。

平成20年度は、まず歴史的研究に関して、戦前・戦後の大学内部資料における予算積算根拠、戦後の積算校費単価の変遷とそれのもとになった国会審議過程の議事録収集、旧文部省が終戦直後に実施した大学等研究費の実態調査結果などの統計資料・文献等を幅広く収集することができ、その内容の一次的な整理を実施した。次に国内の実証的研究については、国立大学法人の内部予算制度において認識されている基盤的経費の概念と配分方法を明らかにするため、東京工業大学、筑波大学、茨城大学、弘前大学を訪問して実態調査を行った。また、平成20年12月～平成21年2月にかけて、全国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケート調査を実施し、基盤的教育研究経費の配分方法、増減、過不足感などに関する設問への回答を得た（学長・財務担当理事の回答回収率は100%）。このアンケートの結果については、平成21年度に報告を行う。最後に国際比較研究については、平成19年度に米国高等教育管理者協会(SHEEO)と共同で実施した米国州政府から州立大学への予算決定・配分方法（主として基礎的経費にかかる）に関する調査データの分析を進め、平成20年10月にはSHEEOから理事長及び分析担当課長を招聘して、公開セミナーと意見交換を開催した。さらに、平成20年11月には、米国ミシガン州政府、州下院予算局及び州立大学を訪問し、州立大学の予算決定過程や大学システム内での予算配分方法などについて調査を行った。

こうした研究の進捗にあわせて、平成20年度中に4回の研究会を開催し、検討を深めた。

② 国立大学における授業料の設定等に関する研究

国立大学の法人化により、各国立大学は、法人化前は国が一律に設定した授業料を、国が設定する範囲内で自由に決定できるようになった。授業料は、国立大学法人の経営に大きな影響を与えるだけでなく、機会均等の確保や奨学金の在り方などにも関わり、様々な観点から多様な検討が求められる。このため、平成19年度から「パブリックセクターの高等教育機関における授業料の国際比較研究」を実施している。具体的には、アメリカ及びヨーロッパ主要国との比較分析を行うとともに、各国立大学の授業料水準の動向や、明治期から現在に至るまでの授業料水準に関わる時系列的分析、授業料が大学財務経営に与える影響の検討などを行い、日本の高等教育行政政策、大学経営財務に関して有効な知見を得ようとするものである。

本年度は、国立大学授業料の時系列分析について、戦後の推移とその変動のもとになった国会審議過程の議事録や関連資料の収集を進め、一次的な情報の整理を行った。また、①で先述したとおり、平成20年12月～平成21年2月にかけて、全国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケート調査を実施し、授業料制度と学内の学生支援制度に関する現状と将来的方向性などに関する設問への回答を得た。このアンケートの結果については、平成21年度に報告を行う。そして、弘前大学を訪問して、授業料の設定幅に対してどのように対応しているかを調査した。さらに、平成20年11月には、米国ミシガン州政府、州下院予算局及び州立大学を訪問し、州立大学における授業料水準の最近の動向やその決定メカニズムなどについて調査を行った。これらを踏まえて4回の研究会を開催し、議論を深めた。なお、授業料は公財政支援と並ぶ大学の主要な収入源であり、これらは基盤的教育研究活動を支える財源となるため、①の基盤的教育研究経費に関する研究と有機的に関連づけたアプローチを採用している。

(2) 内外の高等教育財政に関する調査研究活動

② 高等教育財政に関連する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。本年度は、米国、英国、中国を中心に諸外国の大学財政について調査を行い、大学の予算獲得及びその配分について日本との比較研究を進める。

① 高等教育機関設置形態に関する国際比較研究

国立大学の法人化後5年が経過し、第1期中期目標期間の最終事業年度を向えようとしている。この重要な時期に際して、現行法人制度の国際的見地からみた位置づけを確認し、今後の制度的発展に向けた議論に資するため、平成21年1月に先導的・大学改革推進委託事業を受託し、米国、英国、ドイツ、フランス、オーストラリア、中国、韓国と我が国との比較を通じた大学の設置形態に関する調査研究に着手した。この調査計画は、平成21年度を含めた2年度にわたるものとなっており、平成20年度については、調査対象国を韓国とし、研究を進めた。具体的には、有識者で委員会を構成し、2月に韓国の高等教育の現状を確認する会議を開催し、3月には現地調査を実施した。現地調査については、ソウル大学、高麗大学、韓国教育開発研究所(KEDI)への訪問を行い、その成果を報告書にまとめた。具体的には、有力大学のソウル一極集中の実態、国公立別の大学が持つ法律上の権限や義務、政府の規制権限、公的大学の法人化の現状などを調査し、最新の情報を得ることができた。

さらに、この調査研究は平成21年度も継続するため、その予備調査として、平成21年3月にドイツ・バイエルン州高等教育研究・計画研究所を訪問し、バイエルン州における高等教育機関の設置形態、根拠法、政府との財政関係、所管権限などを調査するとともに、平成21年度の本格調査に向けた訪問調査先などの情報を収集した。なお、平成21年度はフランス、ドイツ、オーストラリアへの訪問調査、米国、英国、中国に関する文献調査、国内の国立大学、公立大学、私立大学への訪問調査、有識者との意見交換などを通じて、継続的に研究を進める予定である。

② 米国における州立大学の財政・財務に関する調査・研究

平成20年度は、米国ミシガン州政府、州下院予算局及び州立大学を訪問し、州立大学への予算決定過程や授業料決定モデルなどについて調査を行った。同州は大学の自治権が強いことで特に有名であ

り、行政府と大学を仲介する有力な機関はなく、また行政府内にも高等教育を監督する部署を持たない。予算等の折衝は、議会と大学システムの直接交渉によりほぼ決まると言ってよく、その意味で議会予算局の高等教育担当部署が議会への情報提供や大学との仲介役として大きな役割を担う。こうした特徴を踏まえて、大学側が議会に対してどのような根拠を示しつつ、予算獲得のための折衝を進めているかといった点を中心に研究を進めた。また、自動車産業に依存している同州財政の危機感と高等教育への影響もあわせて情報収集を進めた。こうして得られた知見については、平成19年度に調査を行ったテネシー州、ニューヨーク州、カリフォルニア州の調査結果との比較分析を行い、平成21年度に論文を発表する予定である。政府側の統制権と大学側の裁量、およびその仲介機関の役割に関する分析結果は、日本の国立大学法人制度における財政的ガバナンスの位置づけを確認するのに、大いに有用であると考えられる。

なお、平成20年11月に米国高等教育研究学会第33回大会（開催地：フロリダ州ジャクソンビル）に参加し、日本の国立大学法人制度の導入結果に関する発表を行うとともに、米国の研究者から研究上有益なコメントをもらうことが出来た。具体的には、国立大学がとった法人化後の類型別行動について、資源依存論的なアプローチから説明が可能である旨、示唆を受けた。さらに、この学会への参加を通して、米国の高等教育財政および個別機関の財務管理の課題について、情報を入手し、また研究人脈の拡大を図った。

③ 英国における大学の財政・財務に関する調査・研究

平成20年度は、高等教育機関への施設整備費に関する資金配分およびマネジメントについて、英国との比較研究をまとめ、平成20年5月にその成果を公表した。また、平成19年度に英国ノッティンガム大学から招へいた外国人研究員（客員教授）（マーガレット・ウッズ氏）との共同研究を進め、その成果を平成20年9月に「第5回公共部門改革における会計・監査・マネジメントに関する国際会議」（開催地：オランダ・アムステルダム）で発表した。具体的には、理工系研究大学、研究総合大学、地方総合大学の3類型について、日本と英国の類似機関を抽出し、その内部予算制度の仕組みを詳細に相互比較したものである。公的資源への依存度や両国の組織文化の違いから、制度の相違に関する説明を試みたもので、参加各国の研究者から今後の研究に対する有益な示唆を得た。なお、当該客員教授は平成21年3月に再来日し、意見・情報の交換を進めるとともに、今後継続していく共同研究の方向性について合意した。

また、英国の高等教育機関に普及している原価計算手法（TRAC）の活用方策については、平成20年度の調査・収集した情報をもとに、引き続き研究を進めた。

④ 中国の高等教育財政に関する調査・研究

中国の高等教育財政の現状については、平成20年5～7月にかけて、北京大学教育学院から外国人研究員（客員教授）を招へいし、3か月にわたり共同研究を進めた。中国が政策的に進めた、銀行の協力のもとに行われた高等教育の拡大について、その経過と結果の詳細な分析が行われ、平成20年7月に講演会でその成果が発表された（平成21年度に論文として公表される予定である）。また、平成21年1月に開催した国際シンポジウムにおいて、北京大学中国教育財政科学研究所長を招へいし、近年の中国国立大学への資金配分メカニズムの変更、学生支援政策の転換、今後予定されている中長期計画の内容などについて情報提供を受け、研究交流を行った。

⑤ その他の国際研究交流

平成20年6月に、デンマークにおいて大学を所管する科学技術イノベーション省への訪問調査及びオーフス大学デンマーク科学技術研究政策研究センターへの訪問調査を行い、デンマークの高等教育に対するファンディング・システム改革について、配分メカニズムの詳細や研究資金配分基準の見直しなどに関する情報収集と意見交換を行った。

平成20年9月には、「第5回公共部門改革における会計・監査・マネジメントに関する国際会議」（開催地：オランダ・アムステルダム）において、日本の政府会計における二重性（中央省庁と国立大学法人・独立行政法人の会計の差異と問題点）について研究成果を発表した。

(3) 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料を収集し、平成19年度の国立大学法人の財務・経営に関する現状分析及び過去4年間の時系列比較分析を行う。

① 関係資料の収集

「国立大学の財務 平成20年度版」の刊行に関連して、平成19年度の国立大学法人の財務諸表及びその他財務資料（予算、収支計画、及び資金計画など）を収集した。

② 国立大学法人の財務・経営に関する分析

収集した財務諸表等の分析について、「国立大学の財務」の取りまとめ方針を検討する会議（国立大学法人財務分析研究会）における検討と併行して、編集の枠組み及び財務・経営に関する分析指標としての指標群（財務の健全性・安定性、活動性、発展性、効率性及び収益性）の研究開発を前年度から継続して行った。

具体的には、国立大学法人法等によって公表が義務付けられている貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、業務実施コスト計算書及び附属明細書から得られる財務情報等の特質について検討するとともに、国立大学法人の規模、構成等の特性に応じて相互に財務・経営状況を比較できるようにグループ分けを前年度までと同様に行った。そして、予算・決算分析については、国立大学法人全体、特性別区分／規模別区分グループ及び個別大学について実施した。

特に今年度新たに追加した分析としては、次のようなものがあげられる。まず、財務諸表が4年度分揃ったことにより経年比較分析を実施したこと。次に、臨床系教員の人件費が勤務実態に即して附属病院セグメントに配賦されたため、附属病院のコスト情報が充実されたことなどを受けて、分析指標の拡充を図ったこと。また、年度間の変動が大きい退職手当の影響を除いた人件費分析ができるように、指標の改定を行ったこと。さらに、国立大学の損益計算書を企業会計ベースに直した場合の損益状況の試算、レーダーチャートを用いた財務分析方法の例示、臨床系教員人件費を附属病院セグメントに配賦した際の影響度、法人化後の国立大学の財源多様化の動向分析なども、利用者のニーズを考えて追加した。こうした成果については、「国立大学の財務 平成20年度版」を平成21年3月に刊行し、その刊行記念セミナーも開催した。

なお、こうした研究成果を踏まえた専門的見地からの支援として、平成19年度に収集したデータに基づき、平成20年10月に行われた社団法人国立大学協会主催「マネジメントセミナー」において講師を務めた。

(4) IMHE 事業等への参加

④ OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。

① OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業への参加等

平成20年5月に、フィンランド・ヘルシンキで開催された高等教育機関における施設マネジメントに関するIMHE会議に参加し、各国の施設整備の状況について情報交換を行った。また、平成20年6月には、アイスランド・レイキャビックで開催されたIMHE会議に参加し、各国における「大学の規模」と財政・経営の問題について研究交流を行った。

また、平成21年3月には、グローバル化に直面する欧州大学の戦略をテーマにチェコ・プラハで開催されたEUA（欧州大学協会）の2009年会合に参加し、欧州高等教育圏構想（ボローニャ・プロセス）の進捗、大学の役割の多様化に対する分析方法や財務的持続可能性を担保するための会計システムなどについて、欧州の大学管理者、研究者、コンサルタント等と幅広く意見交換を行い、情報を収集した。

② 諸外国の高等教育機関との研究交流等

平成19年10月にフィンランドのタンペレ大学と共催した国際シンポジウム「フィンランドと日本の大学改革」の成果をとりまとめ、『University Reform in Finland and Japan』として同大学出版局から平成20年5月に刊行した。内容的には、両国の大学改革の進展を概観した上で、ガバナンス、財務、評価などのテーマごとに、政府の政策展開および個別大学の取り組み等の紹介を行っている。

さらに平成21年1月に、アメリカ、ポルトガル、デンマーク、オーストラリア、中国から高等教育研究者及び実務者を招聘し、「高等教育の改革とその結果」をテーマにシンポジウムを開催した。このシンポジウムを通じて各国の高等教育関係者とのネットワークを強化することができた。

③ 外国人研究員（客員教授）の招聘

平成20年度は外国人研究員（客員教授）として、中国から北京大学教育学院准教授の鮑威氏を招聘した。招聘期間中に講演会での報告を行い、今後、論文を執筆の予定である。

（5）調査研究成果の公開 … 資料7参照

⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行する。

① 高等教育財政・財務研究会

高等教育財政・財務研究会は、参加者のニーズに応じて適時適切な内容を設定し、かつ土曜日開催として参加しやすくするなど工夫して実施しており、その評価は高く、今後も引き続き時宜を得た内容を提供していく予定である。本年度は、国立大学と社会の関わりを主なテーマに、平成20年5月10日、7月26日、10月4日、11月29日、12月20日に計5回開催した。

② シンポジウム

外部の研究者等からの知見等を得ることなどを目的として毎年シンポジウムを開催している。平成20年度については、過去20年以上にわたり、政府の規制緩和、ガバナンスの変革、ニューパブリック・マネジメントの導入などを通して世界的に進められた高等教育システム改革の結果を、先進各国の経験から話し合うため、平成21年1月26日に「高等教育システムの改革とその結果」をテーマに開催した。具体的には、米国、ポルトガル、デンマーク、オーストラリア、中国から国際的に著名な研究者と実務家を招聘し、当センターの教育研究職員を交えて、研究交流を行った。

なお、このシンポジウムとは別に、平成21年3月25日に、「国立大学の財務 平成20年度版」の概要と分析結果を説明するためセミナーを開催している。

③ 講演会

海外における高等教育の財政・財務に関する最新状況を捉えるため、外部の研究者や本センターの外国人研究員（客員教授）による講演会を年2回程度開催している。平成20年度は、7月15日に「大拡張期における中国の大学の財務特性と銀行融資」をテーマに、外国人研究員（客員教授）の鮑威氏による講演会を開催した。また、9月1日には、テネシー州高等教育委員会リサーチディレクターの柳浦猛氏を招聘し、テネシー州での具体例を中心に、アメリカ州政府におけるコスト・シェアリング政策に関する講演会を実施した。さらに、10月6日には、米国高等教育管理者協会(SHEEO)から理事長のポール・リンゲンフェルター氏及び分析担当課長のハンス・ロランジュ氏を招聘し、当センターと共同で実施した米国州立大学の予算配分調査研究の成果について講演会を開催した。

④ 研究紀要

センターの専任教員及び客員教員の研究論文を中心として研究紀要を刊行しており、平成20年度は平成20年6月に『大学財務経営研究』（第5号）を刊行した。また、国立大学法人化の内容とその結

果に関して、『Japanese National University Reform in 2004』を研究紀要特別号として、同月に刊行している。

⑤ 研究報告等

平成19年度にフィンランドのタンペレ大学と共同で行ったシンポジウムの内容については、先述のとおり平成20年5月に『University Reform in Finland and Japan』として、タンペレ大学出版局から書籍を出版した。また、平成21年1月の国際シンポジウムの内容についても、『高等教育システムの改革とその結果 報告書』として、平成21年3月に刊行している。さらに、英国の高等教育機関で導入されている原価計算手法（TRAC）について、そのマニュアルの翻訳作業を終了し、刊行した。基盤的教育研究経費に関する歴史的経緯についても、調査成果として報告書をまとめた。

⑥ 基盤的調査研究の成果

その他各専任教育研究職員の基盤的調査研究の成果は資料7のとおりである。

⑦ 社会貢献

高等教育財政・財務に関連して文部科学省等の審議会・研究会に学識経験者として次のとおり参加し、社会貢献の役割を積極的に果たした。

山本 清	文部科学省国立大学法人評価委員会臨時委員
丸山 文裕	文部科学省中央教育審議会専門委員
水田 健輔	文部科学省委託事業「国立大学法人等施設PFI事業のモニタリング等にかかる有識者会議」委員

5 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供 … 資料 8 参照

5 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

- ① 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。
- ② 国立大学法人等に対し、マネージメントの参考資料として作成・配布した、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、随時その内容の更新・充実を図る。
- ③ 国立大学法人の決算に基づいた財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を国立大学法人に提供する。
- ④ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを1回程度開催する。

① 財務・経営に関する調査研究成果の提供

本年度は、財務・経営に関する調査研究の成果物として「大学財務経営研究第5号」を刊行し、国立大学法人等へ配布するとともに、本センターの協議会・研究会においても配布した。

また、本センターホームページへ電子媒体（PDF）で掲載した。

〈〈配布件数：386冊（平成21年3月末現在）〉〉

② 「国立大学法人経営ハンドブック」の作成・配布

「国立大学法人経営ハンドブック第3集」について、より広く一般に情報提供し、その活用の促進を図るため、一部改訂を図ったうえで当センターホームページに掲載をした。

また、更なる内容の充実を図るため、追録第10章「大学への寄付金・募金」を平成21年3月に刊行し、各国立大学法人等の各機関へ送付した。〈〈配布件数：1,034冊（平成21年3月末現在）〉〉

③ 「国立大学の財務」（平成20年度版）の刊行・提供

本年度は、各国立大学法人の平成19事業年度財務諸表等の集計・分析結果を取りまとめた「国立大学の財務」（平成20年度版）を平成21年3月に刊行し、国立大学法人等に提供した。

〈〈配布件数：710冊（平成21年3月末現在）〉〉

なお、国立大学法人の財務担当者等を対象に、「国立大学の財務（平成20年度版）刊行記念セミナー」を平成21年3月に開催し、「国立大学の財務」について、研究部の教員から詳細に解説した。

④ 「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」の開催

国立大学法人等における財務・経営に関する情報の提供・交流のために、国立大学法人の財務担当部長及び財務担当課長を対象にした「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」を平成20年5月に開催し、文部科学省からの財務管理等に関する情報提供、国立大学法人の財務に関する課題処理等、事例紹介を行うなど情報提供・交流を行った。

⑤ 「国立大F&Mマガジン（メールマガジン）」の発刊

本センターの情報提供活動の一環として、各種事業イベント案内、文部科学省からの情報、大学における経営実績レポート、経営相談Q&A情報等をタイムリーに提供することを目的に平成18年5月より「国立大F&Mマガジン」を月1回程度発刊している。（本年度実績13回）

また、バックナンバー等をホームページに掲載するとともに、読者の関心の高い特別寄稿等については別途閲覧可能とするなど、広く普及に努めている。

《配信件数：2,556件（平成21年3月末現在）》

6 財務・経営の改善に関する協力・助言 … 資料9参照

6 財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。

実務の現場で活躍する各国立大学法人等の部・課長等を、経営相談室の財務経営支援研究会もしくは病院経営支援研究会の調査・相談員として委嘱し、それぞれの研究会において、国立大学法人等の現場で直面している問題の解決や業務の改善に資するため、先進事例の収集、国立大学法人等の職員自ら企画・実施する勉強会の開催等の活動を展開した。

『財務経営支援研究会調査・相談員 19名 病院経営支援研究会調査・相談員 21名』

(平成20年5月1日委嘱時)

【財務経営支援研究会】

① 取組事例の情報提供

各国立大学法人の先進事例等の取組事例を取りまとめ、情報提供することを目的に、実績報告書からの抽出作業を行い、「平成19事業年度国立大学法人財務・経営に関する取組事例」としてホームページに掲載した。

さらに、その中から5つの事例について調査・相談員による訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた。

調査概要については、平成21年度早々に情報提供する予定である。

② アンケート調査の実施

各国立大学法人において今後の業務に資する情報となることを目的とし、調査・相談員等の協力のもと大学経営における先進的取り組みに関するアンケート（資金運用・宿舍）を、各国立大学法人を対象に実施し、73大学より回答を得た。

調査結果については定量的データに加工し、回答をいただいた国立大学法人へ、平成21年度早々に情報提供する予定である。

③ 第2回国立大学法人若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、国立大学等の経営向上及び継続的な発展を支援することを目的として、国立大学法人等の若手職員を対象とした勉強会を開催した。

国立大学法人理事の基調講演、事例研究・グループワーク・分科会・発表等の内容で現場職員の目線で企画・構成され、活発な議論等が行われた。

さらにフォローアップとして、分科会等の討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載するとともにその成果をリーフレット「国立大学職員の目指すべき方向」に取りまとめた。

『開催日：平成20年11月17日～18日』

参加者数等：国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校機構、国立大学協会、文部科学省

151名』

④ 国立大学法人係長クラス勉強会の開催

経営相談事業の一環として、実務面でのリーダーとして一層の資質向上及び企画力・判断力を備えることが重要である国立大学法人等の係長クラスを対象とした勉強会を今年度初めて開催した。

私立大学教授による基調講演、グループワーク・全体討議といった内容で現場の係長自らが企画・構成し、活発な議論等が行われた。

さらにフォローアップとして、グループワークの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。

『開催日：平成21年2月24日～25日』

参加者数等：国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校機構 84名』

【病院経営支援研究会】

① 取組事例の情報提供

各国立大学附属病院の先進事例等の取組事例を情報提供するため、各国立大学附属病院より先進事例等について推薦いただき、取りまとめた結果を情報提供した。

さらに、取りまとめた事例の一部について調査・相談員による各国立大学附属病院への訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた。

調査概要については、平成21年度早々に情報提供する予定である。

② 契約手法改善ワークショップの開催

各国立大学附属病院における契約手法の改善・効率化の促進、最新情報の提供と情報の共有化を目的として、国立大学附属病院の契約担当者を対象としたワークショップを開催した。

民間研究所の研究者による講演、公立病院及び私立大学病院の職員や民間コンサルタントの協力・助言を受けながらの分科会・グループワーク・全体討議といった内容で契約担当職員自らが企画・構成し、活発な議論等が行われた。

『開催日：平成20年7月28日～29日 参加者数等：国立大学附属病院 104名』

③ 第2回国立大学附属病院若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、モチベーションの向上、スキル向上、人脈ネットワークの構築等、国立大学附属病院の活性化を目的として、国立大学附属病院の若手職員を対象とした勉強会を開催した。

病院事務部長からの基調講演、パネルディスカッション・ワークショップ・発表・全体会といった内容で病院の若手職員が企画・構成し、活発な議論等が行われた。

さらにフォローアップとして、各ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。

『開催日：平成20年11月25日～26日 参加者数等：国立大学附属病院、文部科学省 109名』

④ 医事ワークショップの開催

各国立大学附属病院において、病院収入確保上からも重要である医事業務について、現場実務での課題・事例に基づく情報の共有化を目的として、国立大学附属病院の医事担当者を対象としたワークショップを今年度初めて開催した。

私立大学病院職員からの基調講演、ワークショップ・発表及び全体討議といった内容で医事担当職員が企画・構成し、活発な議論等が行われた。

さらにフォローアップとして、ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。

『開催日：平成21年2月12日～13日 参加者数等：国立大学附属病院、文部科学省 63名』

【経営相談等】

若手職員勉強会（財務経営・病院経営）、（病院経営）契約手法改善ワークショップ参加者、医事ワークショップ参加者によるマーリングリストを作成し、相談、情報提供、情報交換等に活用した。

・勉強会マーリングリストの活用による相談等件数 164件

【財務経営 11件 病院経営 153件】

・契約手法改善WS・医事WSマーリングリストの活用による相談等件数 82件

【契約WS 78件 医事WS 4件】

【専門家と経営支援に係る打合せ】

経営相談事業の充実を図るため、経営相談室において、民間企業等の専門家と経営支援に係る内容について意見交換等を行った。

7 大学共同利用施設の管理運営 … 資料10参照

7 大学共同利用施設の管理運営

大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。

それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、有効利用が図られるようにする。また、利用者のうち、7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。

① 大学共同利用施設の有効利用（稼働率の向上）

大学共同利用施設の利用促進については、稼働率の向上をめざし、引き続き会議室等に係る利用案内の窓口配布、当センター主催の会議等の機会に宣伝及びパンフレットの配布、メルマガにおいて周知する等PRに努めている。

平成20年度の全体稼働率は、81.9%（前年度79.5%）となっている。

② サービスの向上（満足度の向上）

利用者の満足度を高めるため、会場設営サービス及び食事等のサービス業者の紹介を行い、サービスの向上に努めている。

また、利用者の満足度を把握するため、可能な限りアンケート調査を実施しており、利用者のほぼ全員から満足しているとの結果を得ている。

一方、音響映像機器等の改善要望や機器付属品の減耗があったことから、機器等の更新を行った。

(1) 学術総合センター共用会議室の管理運営

① 学術総合センター共用会議室の管理運営

学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。

施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。

ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布。

イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実。

ウ) 施設利用に伴う会議設営等のサービスを、求めに応じて提供する。

エ) 業務の外部委託の促進

① 学術総合センター共用会議室等の管理運営

学術総合センター共用会議室の適切な管理運営の実施や施設利用の一層の促進を図るために、これまで同様に会議室等に係る利用案内の窓口配布等の継続に努めるとともに、会場設営サービス等も引き続き提供した。さらに今年度は学術総合センター2階フロアのカーペットの張替、映像音響機器点検保守などを行い、快適に利用いただけるようサービスの向上に努めている。

また、平成18年度より会議室予約管理システムの導入に伴う管理業務全般の外部委託を実施し、引き続き入金管理の強化及びシステムの運用を含めた利用サービスの向上に努めている。

② 施設利用の促進（稼働率の向上）

平成20年度の稼働率は、41.2%（前年度35.4%）となっている。

平成20年度は、これまでの取組に加え、平成20年5月に会員数500名以上の学会へのDMの発信（552通）、平成20年8月にGoogle検索サイトでヒットするようにMETAタグを設定、平成20年11月には200名以上の学会、会議コーディネイト会社、大学共同利用機関法人の設置する研究所及び認証評価機関へDMを発信（1221通）した。さらにパンフレットについてもリニューアルと配布等P

Rに努めた。

また、平成20年9月にアンケート書式の変更を行い、リピーターの発掘に努めている。

(2) キャンパス・イノベーションセンターの管理運営

② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営

社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行うリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。

また、施設利用の促進等を図るため、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るため、その業務については積極的に外部委託を行う。

① キャンパス・イノベーションセンターの管理運営

キャンパス・イノベーションセンターの適切な管理運営の実施や施設利用の一層の促進を図るために、引き続き会議室等に係る利用案内の関係機関等への配布によるPRに努め、平成18年度からの会議室予約管理システムの本格稼働によるサービスの向上に努めている。

また、キャンパス・イノベーションセンター東京地区専用ホームページ（平成18年度開設）及び、キャンパス・イノベーションセンター大阪地区専用のホームページ（平成19年度開設）では、各種イベント情報、活動情報等、情報発信の強化に努めた。

なお、キャンパス・イノベーションセンター管理運營業務については、「『独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案（平成18年12月15日文科科学省）」に基づき、平成21年3月をもって、廃止した。

また、保有する施設については、平成21年4月以降、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、センターで引き続き所有し、経過措置として国の要請に基づき東京工業大学と大阪大学へ必要な貸付を行こととした。

② 施設利用の促進（稼働率の向上）

平成20年度の稼働率は、東京地区は92.1%（前年度91.6%）、大阪地区は80.4%（前年度76.4%）、全体としては88.0%（前年度86.3%）となっている。

また、平成20年度専有スペース利用率は、東京地区は100%を達成しており、大阪地区についても当該年度に新規契約を行い、100%を達成した。

8 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築

- 8 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築
国立大学法人財務・経営情報提供システムの供用を行う。

本年度は、昨年度供用を開始した本システムについて、各国立大学法人等の経営改善の検討に資するため、平成19年度決算データの整理・追加等を行い、平成21年3月より追加データを含めた供用を開始した。

現在、78大学、4大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構、(社)国立大学協会が利用登録している。

また、各国立大学法人等では、決算時期や国立大学法人評価委員会のヒアリング実施時期に分析を行っていることから、データ更新のお知らせを「国立大学の財務」の配布と同時期に行い、利用を促した。

9 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。

① 広島大学本部地区跡地

地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。

② 東京大学生産技術研究所跡地

独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。

なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。

① 広島大学本部地区跡地の状況

本年度は、広島大学本部地区跡地については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」（以下、プロジェクトという）により、その利用が図られることとなっているが、プロジェクトの選考委員会で選定した事業予定者から撤退の申し出があったため、広島市及び広島大学は、事業予定者の間で締結していた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」の推進に関する協定を解除した。広島市及び広島大学は、プロジェクトの応募要項の規定に基づき、次点の事業予定者と「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」事業に関わる協議を開始したが、その後、次点の事業予定者からの協議中止の申し出が、広島市及び広島大学に対して行われた。

現在広島市及び広島大学においてプロジェクトの基本的な考え方である「知の拠点」を実現するため、事業スキームの再構築を検討しているところであり、平成21年年7月末までに実施計画を策定のうえ、広島市及び広島大学から提示される予定である。センターにおいては、広島市及び広島大学との協議も含め、今後も処分の促進に努めることとしている。

② 東京大学生産技術研究所跡地の状況

昨年度に引き続き、平成20年4月に、国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館と賃貸借契約を締結した。

同法人への跡地売却については、本年度、同法人に国立新美術館用地の分割購入に係る予算として78億円が措置されたことから、平成20年4月に、同法人と土地持分売買契約を締結し、センターが所有する土地持分の所有権を一部移転した。また、これに伴い、センターが所有する未売却の持分を国立新美術館用地として使用するため、土地使用契約を締結した。

なお、平成21年度については、同法人に跡地に係る購入経費として68億円が予算措置されており、同法人と売買契約を締結し、所有権の一部移転を行う予定である。

10 承継債務償還 … 資料12参照

1.1 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）738億円の償還及び当該債務に係る199億円の利子の支払いを確実に行う。

① 承継債務償還の状況

センターは、旧国立学校特別会計の財政融資資金からの長期借入金（債務）を一括して承継しており、センターと国立大学法人との間で締結した協定書に基づき、国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、本年度は738億円の償還及び当該債務に係る199億円の利子の支払いを行った。

② 具体的手続き

協定書に基づき、前年度に「平成20事業年度における債務負担額について」の通知を各国立大学法人に送付し、納付期限の数日前に、センターからeメールで各国立大学法人へ連絡を行い、償還についての確認を実施した。その後、各国立大学法人から納付される金額を徴収するとともに、国に対して承継債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いを実施した。

また、平成21年度の債務償還のため、「平成21事業年度における債務負担額について」の通知を各国立大学法人に送付した。

（本年度償還実績）

（単位：百万円）

区 分	承継債務償還の状況					債務負担金債権の回収状況	
	債務承継額	前年度末債務残高	元 金償還額	年度末債務残高	利 子支払額	元 金回収額	利 子回収額
附属病院整備に係る債務	1,000,987	698,291	73,798	624,493	19,937	73,798	19,937
附属病院整備以外に係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	698,291	73,798	624,493	19,937	73,798	19,937

※ 本年度の債権回収について、要回収額（73,798百万円）に対する回収率は100%である。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 自己収入の確保

- 1 自己収入の確保
大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。

① 大学共同利用施設に係る収入

学術総合センターの共用会議室については、平成20年4月に利用規則の改正を行い、休日における利用促進のため休日割増料金を廃止し、利用日直前におけるキャンセル防止の観点から、以下のとおりキャンセル料の見直しを行った。

（一橋記念講堂等利用規則の改正）

	< 変更前 >	< 変更後 >
・利用30日前から11日前までにキャンセルする場合	（該当なし）	⇒ 利用料金の 10%
・利用10日前から2日前までにキャンセルする場合	利用料金の 10%	⇒ 利用料金の 30%
・利用前日にキャンセルする場合	利用料金の 30%	⇒ 利用料金の 50%
・利用当日にキャンセルする場合	利用料金の 100%	⇒ 利用料金の 100%

また、大学共同利用施設については、学会へのDM発送など利用促進のための広報活動の充実等により、以下のとおり各施設ともその貸付料収入が増収となった。

・学術総合センターの共用会議室	103,036千円（94,773千円）
・キャンパス・イノベーションセンター東京	131,929千円（126,011千円）
・キャンパス・イノベーションセンター大阪	41,108千円（35,153千円）

※（）書は平成19年度の実績。

② その他（寄附金による収入）

三菱UFJ証券より平成20年8月に、センター事業に対する寄附金として、50万円の寄附の申し出があり、同月末これを受け入れた。

また、今後も寄附金の受入れを促進するため、ホームページに寄附金の募集に関するページを設け、寄附者に対する税制上の優遇措置に関する説明などを掲載した。

2 人件費の削減

2 人件費の削減

平成20年度の常勤役職員に係る人件費については、中期計画を達成するため、平成17年度に比べて3%以上を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

① 常勤役職員に係る人件費

平成20年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は、216,786千円であった。これは、平成17年度の決算額に対し14.1%の削減となり、総人件費改革の目標を十分に上回る実績となった。

② 事務職員の給与水準

平成20年度の事務職員の給与水準については、対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）は109.3となった。

これは、当センターの所在地が地域手当の支給地であることが主な要因であり、地域を勘案した指数は99.9となり、国家公務員と同程度の水準である。

IV 短期借入金の借入状況

平成20年度において、実績はなかった。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績

平成20年度において、実績はなかった。

VI 剰余金の使用実績

平成20年度において、実績はなかった。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画の策定・実施状況等

(1) 人事に関する計画

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

① 人事管理の方針

平成20年4月より、当面、総務課の課長補佐の欠員を不補充とし、経営支援事業体制の充実の観点から、経営支援課企画係に係員を1名充実した。

人事交流については、センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学法人からの交流者にとっては、センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、センターにとっては、交流者の国立大学での現場経験がセンターの業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施した。

② 職員研修 … **資料13参照**

職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、積極的に参加させた。平成20年度の受講実績は、役職別研修又は分野別研修など11件（前年度8件）の研修に延べ14名（前年度10名）が参加した。